

【意見交換会】

はまます保育園の小規模保育事業所への移行について

とき／令和7年7月8日(火) 16時00分

ところ／はまます保育園

【次第】

1, はじまりのあいさつ

子育て推進部長 田村奈緒美

2, 小規模保育事業所移行の説明

子ども政策課長 高井史朗

3, 意見交換

4, おわりのあいさつ

はまます保育園長 高田憲一

本日は、意見交換会にご参加いただきありがとうございます。
この意見交換会は条例に基づく市民参加手続となりますので、会議録を作成するため、会議の内容を録音します。
会議録は個人が特定されないように作成しますので、ご理解をお願いします。



1 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタート

新制度で給付対象となる施設・事業

幼稚園 (3～5歳)	保育所 (0～5歳)	認定こども園 (0～5歳)	地域型保育事業 (0～2歳)
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳のこどもを保育する事業

地域型保育事業の類型

小規模保育事業 	家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数(定員6～19人)を対象にきめ細かな保育
家庭的保育事業 	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育
居宅訪問型保育事業 	障がいや疾病で個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1で保育
事業所内保育事業 	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域のこどもを一緒に保育

2 石狩市の小規模保育事業所について

名 称	● 石狩市立はまます保育園
位 置	● 石狩市浜益区浜益50番地22(浜益学園内)
定 員	● 19人
対象者	① 生後57日目から3歳未満のこども ② 3歳以上で小学校就学前のこども
開設時間	● 平日／午前8時～午後5時(延長／午後6時まで) ● 土曜日／午前8時～午後4時(延長／午後4時30分まで)

3 こどもの認定区分

- 小規模保育事業所を利用するためには、石狩市から認定を受ける必要があります。

認定区分	給付内容	対象施設・事業
1号認定こども (教育標準時間認定子ども) ● 満3歳以上の小学校就学前のこどもであり、2号認定子ども以外のこども	● 教育標準時間	● 幼稚園 ● 認定こども園
2号認定子ども (保育認定子ども) ● 満3歳以上の小学校就学前のこどもであり、保護者の就労や障がいなどの理由により、家庭での保育が困難であるこども	● 保育短時間 ● 保育標準時間	● 保育所 ● 認定こども園
3号認定子ども (保育認定子ども) ● 満3歳未満のこどもで、保護者の就労や障がいなどの理由により、家庭での保育が困難であるこども	● 保育短時間 ● 保育標準時間	● 保育所 ● 認定こども園 ● 小規模保育等

4 保育料について

- 0～2歳児(3号認定子ども)は、市民税額や世帯の状況によって月額保育料が決まります
- 令和7年度中に入園した児童に限り、経過措置として月額12,000円を上限とするよう協議中です

保育料が
無償となる方

- 3～5歳児(1号・2号認定子ども)
- 非課税世帯の0～2歳児
- 第2子以降のこども



延長保育料・一時預かり保育料

- 開所時間を超えて利用する場合、認定区分で保育料が異なります
- 1月あたりの延長保育料または一時預かり保育料の上限額は3,000円です

延長時間	1号認定 (教育標準時間認定)	2号・3号認定 (保育標準時間認定)	2号・3号認定 (保育短時間認定)
平日 ● 午後5時～午後6時	【一時預かり保育】 30分 150円	無償	【延長保育】 30分 150円
土曜日 ● 午後4時～午後4時30分	【一時預かり保育】 30分 150円	無償	【延長保育】 30分 150円
土曜日 ● 午前8時～午後4時	【一時預かり保育】 30分 150円	無償	無償

5 給食について

- 園児と職員には給食を提供します
- 主食(ごはんや麺など)と副食(おかずやおやつ)も提供します
- 離乳食やアレルギー食も対応します
- 献立は市の管理栄養士が作成します
- 給食は園内の厨房で調理員が自園調理します



離乳食(後期)



おやつ(お誕生日ケーキ)



給食(五目冷やしうどんほか)



スペシャル給食(てりやきバーガーほか)

6 給食費について

土曜日の利用登録	主食費	副食費	計
なし	800 円	3,800円	4,600円
あり	1,000円	4,500円	5,500円

▶ 0～2歳児の給食費は、保育料に含まれています

「副食費」が無償となる方

- 年収360万円未満相当の世帯の児童
- 第2子以降のこども

7 第2子のカウント方法について

- 令和5年度より前は、保育所等に入園している児童の年長者から順に、「第1子」、「第2子」とカウントしていました
- 令和6年度からは、その世帯で保護者の扶養に入っているこどもの年長者から順に、「第1子」、「第2子」、「第3子」とカウントします
- 進学などで同居していなくても、保護者の扶養に入っていれば、その世帯のこどもとしてカウントします

【こどもが3人いる市民税課税世帯で土曜日に保育所等を利用しない場合】

令和 5年度 以前	多子 カウント 保育料・ 給食費	対象外 —	第1子		第2子	
			保育料 給食費	無償 4,600円	保育料 給食費	市民税額で決定 保育料に含む
						
		長女(小学2年生)		長男(5歳児)		次男(1歳児)
令和 6年度 以降	多子 カウント 保育料・ 給食費	第1子 —	第2子		第3子	
			保育料 給食費	無償 800円	保育料 給食費	無償 保育料に含む

8 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

- 保護者の就労状況に関係なく、保育所等にお子さんを預けることや保育士等に育児相談ができる子育て支援制度です

市立保育園の実施方法	● 一般型(定員設定・在園児合同)
対象児童 ※ 右のすべてに該当する お子さん	● 石狩市に住んでいる ● 生後6か月から満2歳 ● 認定こども園や保育所などに通園または在籍していない
利用可能時間	● お子さん1人につき 月10時間まで
利用料金	● お子さん1人につき 1時間300円 ● 生活保護世帯や住民税非課税世帯は無料 ● 給食費などの実費負担あり

9 保育園開放事業について

対象児童

- 浜益学園の前期課程に在籍し、次の理由で放課後等に保護者の見守りが難しい児童
週3日以上、就労している、病気・負傷・障がいの状態にある、妊娠中や産後間もない、
家族の介護や看護をしている など

来る時・帰るとき

- 授業のある日は、学園から直接保育園に来ます
- 学校がお休みの日は、徒歩または保護者が送ってきてください
- 帰りは、徒歩または保護者のお迎えをお願いします
- こどもだけで帰る場合は、「校外生活のきまり」の帰宅時刻を守ります

利用料・その他の費用

- 開放事業の利用料は無料です(延長した場合も無料)
- 給食やおやつを提供を希望する場合は、給食費やおやつ代を負担していただきます
- 行事等で費用がかかる場合は、実費を負担していただきます

開放時間

利用日		通常の利用時間
平日	授業のある日	放課後～午後5時
	長期休業期間等	午前8時～午後5時
土曜日(長期休業期間を含む)		午前8時～午後4時

休業日

- 日曜日・祝日・年末年始・はまます保育園の休園日
- 感染症等で学年閉鎖や臨時休校になった日
- はまます保育園の行事等で開放事業の実施が困難な日

ご案内です

本日の意見交換会で言い忘れたことや保育園運営に関するご意見などがありましたら、ぜひお聴かせください。

右の2次元コードを読み取っていただき、入力フォームからお寄せください。スマートフォンから簡単に入力できます。

締め切りは7月15日(火)です。

